

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

丸亀市は、香川県の海岸線側ほぼ中央部に位置し、北は瀬戸内海国立公園、南は讃岐山脈に連なる山々、陸地部は讃岐平野の一部で、平坦な田園地帯が広がり、瀬戸内海には本島、広島などの島々が点在している。市の陸地部の中央に標高422mの飯野山（別名、讃岐富士）がそびえ、その北方に青ノ山、中心には一級河川の土器川が流れている。平成17年に旧丸亀市、旧飯山町、旧綾歌町が合併して新しい丸亀市が発足。商工団体としては、当所が合併前の旧丸亀市を担当し、旧飯山町、旧綾歌町は丸亀市飯綾商工会が担当している。当所地区内における災害リスクとしては、次の自然災害や被害が挙げられる。

①地震

1. (南海トラフを震源域とする地震)→東南海・南海地震

香川県内において、過去に大きな被害をもたらした地震は、南海トラフを震源域とする南海地震である。過去に発生した南海地震は、いずれも東南海地震と同時、または東南海地震の2年以内に発生しており、概ね100～150年周期で発生している。

2. (活断層による直下型地震)

丸亀平野には、活断層の疑いがある「岡田断層」と「上法軍寺断層」があり、それ以外にも未知の断層が隠れている可能性もある。よって、それらの活動による直下型地震がいつでも起こる懸念がある。

(懸念される災害)

「津波」

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、揺れによる建物の損壊だけでなく、津波による被害が懸念される。沿岸部や一級河川である土器川の河口を中心に、海岸から最大で約1.3kmの地点まで浸水被害が及ぶとされ、浸水深は深いところで2.9mを超えると予想されている。

「土砂災害」

揺れによる地すべりなどで、急傾斜地では土砂災害が発生する可能性がある。当地区内では青ノ山、飯野山、双子山の一部が危険地区としてハザードマップに示されている。

「ため池の決壊」

ため池の堤防が破損することで、大量の水や土砂が濁流となって流れ出す可能性がある。当地区内には、貯水量が10万m³以上のため池が15箇所あり、それらのため池が決壊した場合は、広範囲にわたって浸水被害が発生する。

「火災」

揺れによる建物からの出火や津波により漂流するがれきからの出火や浸水による車両等からの出火によって、火災が発生する。

②台風

香川県は比較的台風被害の少ない県ではあるが、平成16年の台風による高潮や浸水被害、平成23年の台風によるため池の損壊など、過去には定期的に被害が発生している。

③大雨・豪雨

2000年代に入ってから集中豪雨による被害が多発しており、平成30年7月の西日本豪雨においては、近隣の広島県、岡山県、愛媛県を中心に大規模な土砂災害や浸水が発生している。

そして上記の自然災害が発生した場合を想定し、香川県や丸亀市ではハザードマップを作成し、下記の被害を予測している。

【地震】香川県地震被害想定

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%と言われており、香川県の地震・被害想定結果によると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、本市では、震度6弱～震度6強のゆれが予測されている。

【津波・土砂災害】丸亀市防災マップ(一部抜粋)

本市の防災マップによると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、津波による浸水深は最大2.9m（新浜町・塩屋町地区）で、沿岸部の津波浸水面積は656haと予測されている。

また青ノ山の西地区及び南地区一帯、飯野山の西地区一帯、双子山一帯が土砂災害（特別）警戒区域に指定されており、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

【洪水】丸亀市洪水ハザードマップ(一部抜粋)

本市の洪水ハザードマップによると、当所が立地する中心市街地地区の一部において、0.5m未満の床下浸水が予測されているほか、JR丸亀駅から丸亀港までの一体で最大で1mの浸水が予測されている。また、土器川の東側となる土器町東地区において、最大で5mの浸水被害が予測されている。

【ため池】丸亀市ため池ハザードマップ(一部抜粋)

本市には大小多数のため池が点在しており、地震や大雨等により決壊した場合に特に甚大な被害が想定されるため池については、ハザードマップにより浸水想定区域が予測されている。

【その他】平成16年の台風23号では、浸水想定区域外も浸水している。

(2) 商工業者の状況（平成28年経済センサスより）

- ・商工業者等数 3,261人
- ・小規模事業者数 2,393人

【内訳】

| 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 |
|-----------------|-------|---------|
| 農業、漁業、鉱業等 | 21 | 21 |
| 建設業 | 289 | 263 |
| 製造業 | 252 | 176 |
| 電気・ガス、情報通信、運輸業 | 106 | 72 |
| 卸売業、小売業 | 975 | 619 |
| 金融、保険、不動産業 | 311 | 283 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 145 | 112 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 508 | 346 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 325 | 284 |
| 教育、学習支援業 | 100 | 74 |
| 医療、福祉 | 90 | 67 |
| その他サービス業 | 139 | 76 |

(事業所の立地状況等)

- ・沿岸部には、造船や電気機械などの工業地帯があり製造業が集中している。
- ・その他の業種については市内に幅広く分布しており、特に国道11号北側地区に多い。

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

- ・洪水ハザードマップ、防災マップ、ため池ハザードマップの策定・全戸配布
- ・地域防災計画、業務継続計画の策定・公表
- ・災害時各種協定の締結
- ・BCP策定の補助

- ・ 庁内防災訓練の実施
- ・ 防災備品（物資・食料等）の備蓄

2) 当所の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国や県の施策の周知
- ・ 香川県商工会議所連合会と連携した事業者 BCP セミナー等の開催
- ・ 各損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・ 丸亀市建設業協会や丸亀市設備業協会と連携した防災活動の実施
- ・ 職員用防災備品(ライト、ブランケット、ラジオ等一式)、トランシーバーの設置

II 課題

当所と丸亀市においては、地区内商工業の発展に対し、従来より様々な施策を通じて協力や連携を行っている。ただ、緊急時の取組については具体的な体制や役割分担が構築されていないのが現状である。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分におらず、更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者の災害リスクに対する認識を高め、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当所と当市との連携体制を速やかに整え、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家と連携し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当所は平成27年1月に事業継続計画を作成（別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・各損保会社との連携等により専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時等に小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・(仮称)丸亀市事業継続力強化支援協議会(構成員:当所、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は当市と相談のうえ、必要に応じ随時実施する)

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には人命救助を第一に考えたうえで、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用し、安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(職員自身の目視で命の危険を感じる災害状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する)
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
(被害規模の目安は以下3パターンを想定)

| パターン | 被害内容 | 発生率 | 発生件数 <small>※商工業者数×発生率</small> |
|------------|---------------------------------|--------|-----------------------------------|
| ①大規模な被害がある | ・大きな被害 「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等 | 1%程度 | 約 33件 |
| | ・比較的小さな被害 「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等 | 10%程度 | 約 326件 |
| ②被害がある | ・大きな被害 「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等 | 0.1%程度 | 約 3件 |
| | ・比較的小さな被害 「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等 | 1%程度 | 約 33件 |
| ③ほぼ被害はない | ・目立った被害の情報がない。 | | |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

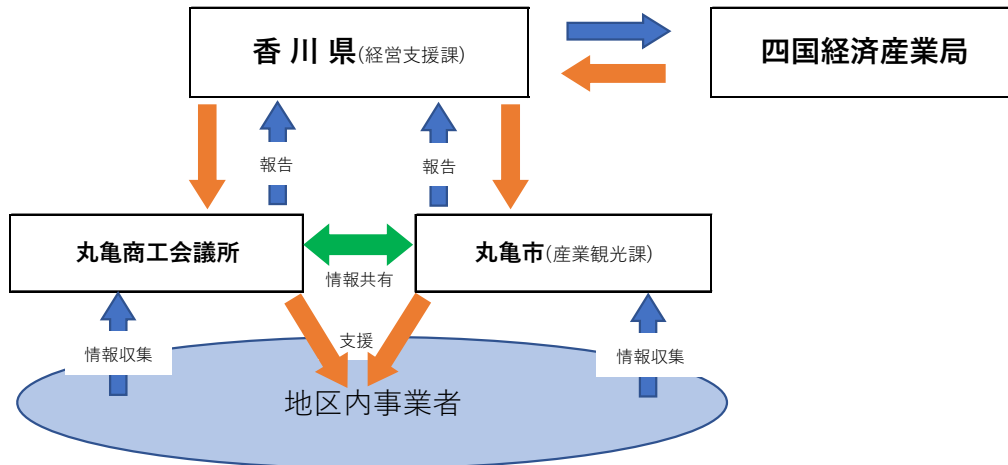
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| 発災後～1週間 | 1週間～2週間 | 2週間～1ヶ月 | 1ヶ月以降 |
|----------------------------|---------------|---------|-----------------|
| 1日に3回 | 1日に2回 | 1日に1回 | 2日に1回 |
| ①午前10時 ②午後 2時 ③午後 5時 | ①正午 ②午後 5時 | ①午後 5時 | ①午後 5時 ※1日おき |

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動について協議する。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・香川県の指定する方法にて、当所と当市の双方より被害状況を香川県へ報告すると同時に、当所と当市で情報を共有する。

【被害状況報告フロー図】



【報告フォーマット】

丸亀商工会議所 地区内被害状況 実態調査票

(団 体 名) : 丸亀商工会議所
 (報 告 者) :
 (電 話 番 号) : 0877-22-2371
 (F A X) : 0877-22-2859
 (メールアドレス) : info@maugame.or.jp

被害合計金額 ¥0千円

| 事業所名 ※必須 | 住 所 ※必須 | 業 種 ※任意 | 従業員数 ※任意 | 被害額総額 ※必須 ※事業の再建に 必要な額。 おおよそで可 ※任意 | (被害額内訳) ※任意 | | | | | | 被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば記載。 | | |
|-------------|----------------|------------|-------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------|--------|-----------------|--------|----|---------------------------------|----|----------------|
| | | | | | 土地 (増補土砂除費・ 整地費) (事業再開費のみ) | 建物 (事業再開費のみ) | 機械設備 | 商品、原材料、 仕掛品等 | | | | | |
| (例) (株)丸亀商店 | 丸亀市 大手町一丁目 5-3 | 飲食サービス事業 | 10 | ¥5,000 | 千円 | 千円 | ¥2,500 | 千円 | ¥1,500 | 千円 | ¥1,000 | 千円 | 床上浸水で機械と商品に被害。 |
| 1 | 丸亀市 | | | | 千円 | 千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | |
| 2 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 3 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 4 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 5 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 6 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 7 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 8 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 9 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 10 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 11 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 12 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 13 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 14 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |
| 15 | 丸亀市 | | | | 千円 | | | | | | | | |

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所に設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国・県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県と連携し、被災小規模事業者に対する支援を行う。

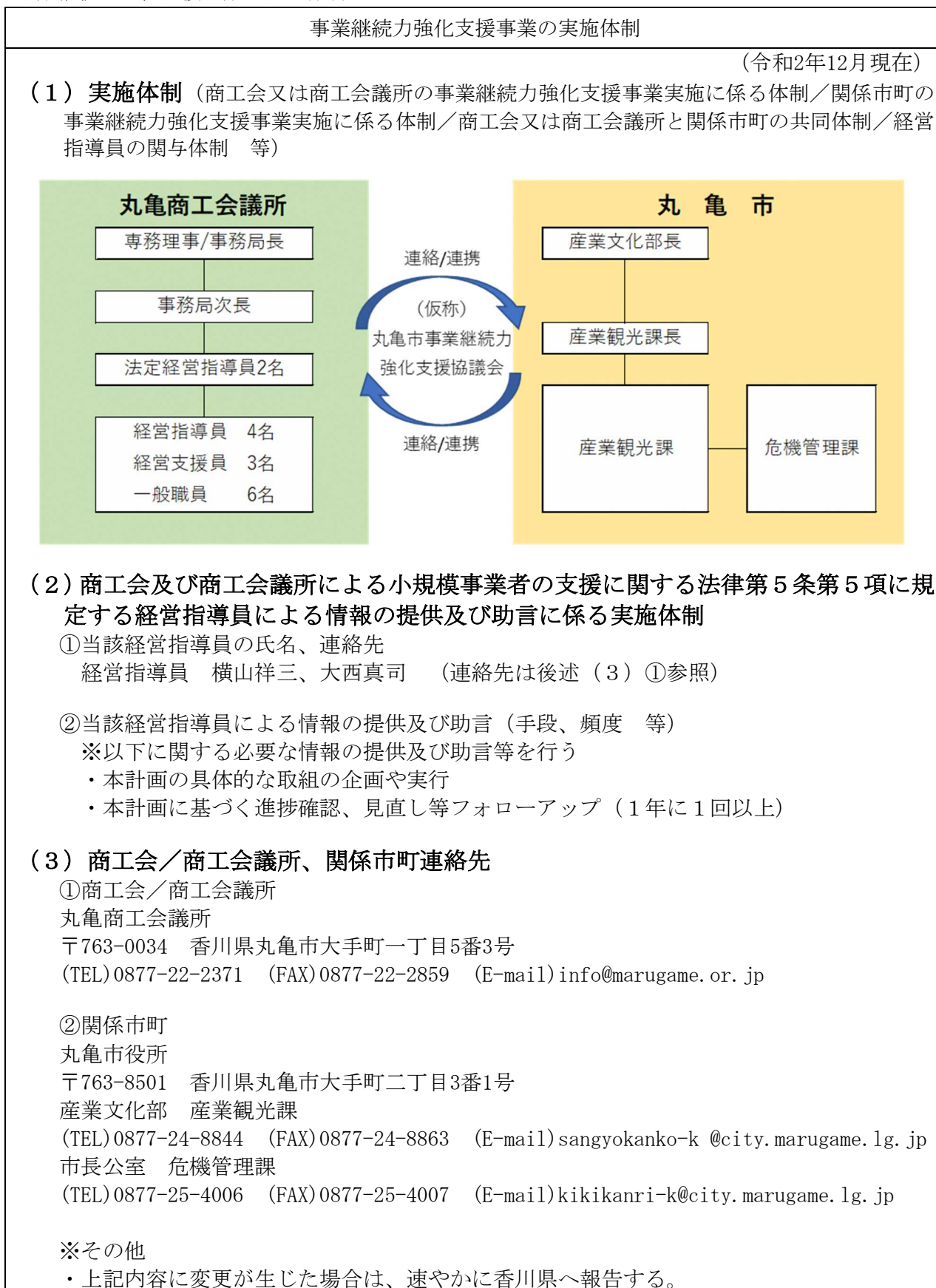
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| ・チラシ等作成・掲載費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・セミナー開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・専門家派遣費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

香川県交付金、丸亀市補助金、その他事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|------------------------------------------------|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| |
| 連携して実施する事業の内容 |
| |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| |
| 連携体制図等 |
| |